

すくい網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第10号に掲げる次のすくい網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年7月3日

岩手県

1 すくい網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
		岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	2					
すくい網漁業（しらうお、しろうおすくい網漁業を除く。）	いかなご						岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年8月10日から令和8年9月11日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和8年10月1日（令和8年10月2日以降の場合は許可の日）から令和11年9月30日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) しらうお、しろうおすくい網漁業

a . . . .と . . . .を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

(イ) すくい網漁業（しらうお、しろうおすくい網漁業を除く。）

a しらうお及びしろうおの採捕を目的として操業してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可をする者を定めるものとする。